帰還困難区域（双葉町）から避難した亡父（申立人が相続）について、双葉町で生まれ育ち、居住期間が８０年以上にわたっていたことや、先祖代々営んできた農業に従事していたほか、農業関係の組合長として近隣の農家の取りまとめ役を務めるなど、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害及びその増額分として７７０万円（中間指針第五次追補の定める目安額７００万円から７０万円増額）の賠償が認められた事例。

2236

和　解　契　約　書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Ｘ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

⑴　亡Ａ(以下「被相続人」という。)が平成２３年３月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

⑵　申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第２　和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

・ 生活基盤喪失による精神的損害(被相続人分)

金７，７００，０００円

第３　和解金額

被申立人は、第２項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金７，７００，０００円の支払義務があることを認める。

第４　支払方法

（省略）

第５　清算条項

申立人と被申立人は、第２項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第６　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和８年３月１９日

（仲介委員　仙波　厚）